**特定高圧ガス消費計画書（一般則・液石則）**

1. **消費の目的**

*（例）**医療用酸素ガスを病院内で供給するため、貯槽内の液化酸素を蒸発器により気化・減圧し、消費する。*

1. **消費するガス名（政令７条で定める特定高圧ガスのみ）**

*（例）液化酸素、モノシラン、液化塩素*

**３．消費の方法**

*（例）5,000L貯槽の液化アンモニアを気化器によって気化し、減圧ユニットにて0.1MPaまで減圧した後、金属製品の加工に使用します。*

**４．貯蔵量**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ガス種 | 貯蔵設備名 | 貯蔵量（kg・㎥） |
| *（例）ジシラン* | *容器* | *35㎥* |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
| 合　 計 |  |  |

**５．省令で定める技術上の基準とそれに対応する事項（**添付資料等にまとめること。）

**６．その他 特記事項※**

※高圧ガス消費設備を移設する場合や高圧ガス機器の一部がKHKの詳細基準事前評価品といった特段の事項があれば記載すること。

*（例）当該高圧ガス消費設備は〇○会社△△事業所より移設する設備である。*

*当該設備の使用の経歴や保管状態の記録（定期自主検査記録や保安検査記録 等）は別紙のとおり。*